

議員提出第26号議案

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例の件

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和3年9月6日提出

提出者 神戸市会議員全員

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年10
月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び
第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第4条 議員が職務を行うために費用を必要としたときは、 <u>議員は、その費用の弁償を請求することができる。</u>	第4条 議員が職務を行うために費用を必要としたときは、 <u>その費用を弁償する。</u>
2 前項の規定による請求があったときは、 <u>その費用を弁償する。</u>	2 前項の費用弁償の額は、 <u>次の各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 灘区、中央区、兵庫区及び長田区 日額3,000円</u>

3 前項の費用弁償の額は、議員の住居と議事堂との間の往復に要する費用のうち次に掲げる額とする。

(1) 旅費条例（昭和27年7月条例第45号）別表1級の者に支給する鉄道賃（同条例で定める鉄道賃をいう。）又は車賃（同条例で定める車賃をいう。）に相当する額

(2) 有料道路の通行料（ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定するETCシステムをいう。）を使用して料金が徴収される区間にあつては当該料金）のうち合理的な通常の経路及び方法により算出した額に相当する額

第5条 議員が公務のため旅行したと

(2) 東灘区、北区（神戸市区の設置等に関する条例（平成31年3月条例第31号）に規定する北神区役所の所管区域（次号において単に「北神区役所の所管区域」という。）を除く。）及び須磨区 日額4,000円

(3) 北区（北神区役所の所管区域に限る。）、垂水区及び西区 日額5,000円

第5条 議員が公務のため旅行したと

きは、旅費条例別表1級の者に支給する額相当額の旅費を本市職員の旅費の例により支給する。

きは、旅費条例（昭和27年7月条例第45号）別表1級の者に支給する額相当額の旅費を本市職員の旅費の例により支給する。

附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。

理 由

費用弁償を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。